

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月12日

【四半期会計期間】 第73期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日)

【会社名】 中外炉工業株式会社

【英訳名】 Chugai Ro Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西本雄二

【本店の所在の場所】 大阪府中央区平野町3丁目6番1号
(あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル)

【電話番号】 大阪06(6221)1251

【事務連絡者氏名】 取締役業務本部長 南場賢一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南2丁目5番7号(港南ビル)

【電話番号】 東京03(5783)3360

【事務連絡者氏名】 東京支社長 皆川真一

【縦覧に供する場所】 中外炉工業株式会社東京支社
(東京都港区港南2丁目5番7号(港南ビル))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第72期 第3四半期 連結累計期間	第73期 第3四半期 連結累計期間	第72期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	18,064	15,680	27,016
経常損失 () (百万円)	838	311	494
四半期(当期)純損失 () (百万円)	830	299	133
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	123	99	312
純資産額 (百万円)	19,428	18,931	19,456
総資産額 (百万円)	35,677	33,155	36,083
1株当たり四半期(当期)純損失金額 () (円)	10.42	3.85	1.69
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	54.3	57.0	53.8

回次	第72期 第3四半期 連結会計期間	第73期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額 () (円)	0.90	0.08

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

（その他の事業）

連結子会社であった株式会社共伸は、平成26年4月1日付で連結子会社中外エンジニアリング株式会社と合併し、解散しております。

なお、第1四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）セグメント情報 当第3四半期連結累計期間（自平成26年4月1日至平成26年12月31日） 2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等が行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の追加金融緩和により、円安・株高がさらに進行し、輸出関連企業を中心に企業収益の改善や生産の持ち直しがみられましたが、消費増税反動減からの回復遅れもあり、景気は足踏み状態が続きました。

また、米国は内需を中心に引続き堅調に推移する一方、欧州は回復の勢いが依然弱く、中国では主要経済指標の鈍化が続くなど、世界経済の減速懸念が強まる状況となりました。

このような経営環境のもと、受注面では、国内で自動車メーカ向け量産型真空浸炭設備や鉄鋼向け加熱炉改修工事、電子部品焼成炉などを、海外では台湾向けフレキシブルディスプレイ関連熱処理設備やタッチパネル関連精密塗工装置、欧州向け自動車部品熱処理設備などの成約を得て、受注高は前年同期比133.0%の23,644百万円（エネルギー分野20,748百万円（前年同期比152.3%）、情報・通信分野1,035百万円（同63.3%）、環境保全分野1,392百万円（同70.1%）、その他2,047百万円（同105.6%））となりました。

売上面につきましては、国内では太陽電池製造設備や機械部品熱処理設備、ガラス基板熱処理炉改造工事などを、海外では台湾向け冷延鋼板連続焼鈍設備改造工事やフィリピン向け自転車部品熱処理設備、中国向け有機ELディスプレイ関連熱処理設備などを納入し、売上高は前年同期比86.8%の15,680百万円（エネルギー分野12,626百万円（前年同期比88.0%）、情報・通信分野890百万円（同48.0%）、環境保全分野1,352百万円（同93.9%）、その他2,387百万円（同117.3%））となりました。

利益面につきましては、売上高が低水準に留まったことなどから、営業損失429百万円（前年同期比598百万円改善）（エネルギー分野は91百万円の営業利益（前年同期は352百万円の営業損失）、情報・通信分野は404百万円の営業損失（前年同期は743百万円の営業損失）、環境保全分野は166百万円の営業損失（前年同期は31百万円の営業損失）、その他は27百万円の営業利益（前年同期比56.8%））、経常損失311百万円（前年同期比527百万円改善）、四半期純損失299百万円（同531百万円改善）となりました。

なお、セグメント別の各金額は、セグメント間取引等相殺消去前の金額によっております。

また、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、上記の前年同期比については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

(1) 基本方針の内容の概要

当社の企業価値の源泉

当社は、設立以来、独自の熟技術を有する工業炉の総合メーカーとして、独創的な技術・商品を市場に送り出すことにより、産業界の発展に貢献してまいりました。当社の企業価値は、高度な研究開発力、熟技術を活かした高品質な商品開発力、エンジニアリングと製造技術が一体となった事業運営体制、さらには顧客ニーズに機敏な営業推進体制にあると考えており、これらを支える人材や取引先との関係が、当社の企業価値を生み出す基盤となっております。そのため、当社では、長期的な視野に立った人材の育成や技術の承継に注力するとともに、あらゆる業務プロセスの生産性を高めることで、顧客との信頼関係を構築してまいりました。

このような、長年にわたり築いてきた人的・技術的資源と、顧客・取引先・従業員及び地域社会等の様々なステークホルダーとの良好な信頼関係こそが、当社の企業価値の源泉であります。

基本方針

当社としては、当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の財務及び事業の内容や、上記の当社の企業価値の源泉を十分に理解し、企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、より向上させていくことを可能とする者であると考えています。

もっとも、当社としても、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものであると考えています。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模買付行為の中には、株主の皆様を買付の目的や内容、買付後の経営戦略などについての十分な情報開示がされず、又は十分な検討時間が与えられないもの等、株主の皆様との共同の利益を毀損するものもあります。

このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

(2) 基本方針を実現するための当社における取組みの概要

当社は、上記(1)の当社の企業価値の源泉を活かして、企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益をより一層向上させ、基本方針を実現するために、平成23年度を初年度とする5年後の中期経営ビジョンを策定し、事業構造を変革させるべく諸施策を実施しております。昨今は積極的な経済政策により、長期に亘る円高局面も修正されるなど景気の回復傾向がみられるものの、初年度以来、東日本大震災をはじめ、タイの大洪水、株価の低迷等、厳しい経営環境が継続いたしました。当社は、いかなる経営環境においても市場の変化を的確に捉え、中長期的に成長を続けられる強固な経営基盤の確立を目指しております。

なお、当社が取り組んでおります具体的な内容は、概略、次のとおりです。

生産設備関連の国内市場が縮小するなか、新たにタイ、インドネシアに拠点を設置することにより、海外案件への対応力の飛躍的な向上を図り、主力の鉄鋼、自動車、機械、化学などの分野において、アジア新興国市場からの設備需要を積極的に取り込み、安定した収益を確保してまいります。

省エネルギー、CO₂削減などを主眼とした既存の事業領域における商品開発だけでなく、太陽光発電などの再生可能エネルギー分野やバイオコークスなどの環境関連分野をはじめ、幅広い応用が期待されている有機ELなど今後も注目を集める様々な新事業領域においては、革新的な新技術を提案することにより、顧客に新たな付加価値を創出して受注を増やし、収益の拡大を目指してまいります。

さらに品質・価格・納期面から採算性を見直しを徹底するとともに、飛躍的に生産性を向上させて、質の高い設備を安価に短納期で提供することにより、商品競争力の格段の強化を実現してまいります。

当社は、引き続き以上の取組みを推進・実行していくことにより、株主の皆様や顧客、取引先、従業員および地域社会等の様々なステークホルダーとの間で、長年にわたる良好な関係を更に発展させ、企業価値の源泉となる信頼関係をより強化してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための
取組み（本プラン）の概要

本プラン採用の目的

上記（１）の「基本方針の内容の概要」において述べたとおり、当社株主の皆様が、大規模買付提案を受け入れるかどうかを判断なさるためには、大規模買付行為が行われる際に大規模買付者から当該大規模買付行為の内容、目的、将来にわたる経営戦略等、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを判断するのに必要な情報及び判断のための十分な時間が提供される必要があります。

当社は、企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保のため、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大規模買付行為及びその提案がなされた場合におけるルールを以下のとおり策定いたしました。

本プランの概要

（詳細につきましては、弊社ウェブサイト（<http://www.chugai.co.jp>）をご覧ください。）

ア 本プランの対象となる大規模買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等(注)の買付等の行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付等の行為を対象とします。

(注)「株式等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

イ 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会が恣意的な判断を行うことを防止するため、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員により構成される独立委員会を設置いたしました。

独立委員会は、大規模買付者から提供される情報が、本プランに照らして十分か否かの判断、大規模買付者が本プランを遵守したか否かの判断及び対抗措置の発動の可否について、当社取締役会に助言・勧告を行い、当社取締役会は、独立委員会の助言・勧告を最大限尊重するものとします。

ウ 大規模買付者からの情報の提供

(ア)大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち、本プランに基づいた手続により、当該買付行為を行う旨の誓約文言等が記載された「意向表明書」を、当社に対して提出するものとします。

(イ)当社取締役会は、上記「意向表明書」を受領した日から10営業日以内に、当該買付行為の内容を検討するのに必要な情報のリストを、当該大規模買付者に交付します。

(ウ)当該大規模買付者は、当社取締役会が定める回答期限までに、当該必要情報を、当社の定める書式で提出するものとします。

エ 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が必要かつ十分な情報の提供を行ったと判断できる場合には、その旨開示し、その日から最大60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付の場合）又は90日（その他の方法による大規模買付行為の場合）が経過するまでの期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）、大規模買付者の提案に関する評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案及び対抗措置の発動の可否の判断を行います。

大規模買付者は、取締役会評価期間が経過するまで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

オ 独立委員会による助言・勧告

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書の提出がなされた後、遅滞なく、独立委員会に対して、大規模買付行為の提案があった事実を通知するとともに、大規模買付者から必要情報の提供を受けた場合にも、当該必要情報を独立委員会に提出します。

独立委員会は、取締役会評価期間中、当該必要情報を分析評価し、大規模買付行為に対し、一定の対抗措置の発動をすべきか否かにつき、当社取締役会に対して助言・勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の助言・勧告を最大限尊重します。

カ 大規模買付行為がなされた場合の対応

(ア)大規模買付者が本プランを遵守しない場合

当社取締役会は、必要性及び相当性を勘案し、独立委員会の助言・勧告を受けた上で、当該買付行為への対抗措置をとることがあります。対抗措置として、現時点では、新株予約権の株主無償割当てを予定しています（ただし、当該方法に限られるものではありません。）。

(イ)大規模買付者が本プランを遵守した場合

当社取締役会は、当該買付行為に対する反対意見の表明や代替案の提示等により、株主の皆様が当該買付行為に応じないように説得するに留め、原則として対抗措置はとりません。

ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合は、例外的に独立委員会による助言・勧告を受けた上で、一定の対抗措置を執ることがあります。

(ウ)当社取締役会は、対抗措置発動の決定を行った場合、当該決議の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報を開示します。

(4) 基本方針を実現するための当社における取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社の中期経営ビジョンは、基本方針に基づいて作成され、当該経営計画を実行することにより、当社の企業価値が向上いたします。したがって、基本方針を実現するための当社における取組みは、基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を高めるものと考えます。

(5) 本プランに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、次の理由から、本プランが、基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものでなく、当社役員の地位を維持することを目的とするものではないと判断しています。

買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（ ．企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、 ．事前開示・株主意思の原則、 ．必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

株主共同の利益の確保・向上の目的に資すること

本プランは、株主の皆様が、大規模買付行為を受け入れるか否かを適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、かつ当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき手続、並びに当社が発動しうる対抗措置の内容及び発動条件をあらかじめ定めるものであり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものです。

株主意思を反映するものであること

平成26年6月25日開催の当社第72期定時株主総会において、本プランを採用することについて、株主の皆様が承認していただいております。また、本プランの有効期間は、平成28年6月開催予定の当社第74期定時株主総会終結のときまでであり、再度当該総会において株主の皆様が本プランの採用の可否についてご決議いただく予定としております。

したがって、本プランの導入、継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が反映される仕組みとなっております。

独立性の高い社外者の判断の尊重

当社は、本プランの採用に当たり、上記（3）イで述べたとおり、独立委員会を設置し、当社取締役会が、恣意的に本プランの運用を行うことがないよう、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要について株主の皆様が情報開示することとされており、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に適うように本プランの運用が行われる仕組みが確保されています。

取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本プランでは、上記(3)で述べたとおり、対抗措置の発動に関して、合理的かつ詳細な客観的要件及び手続が予め設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しています。

デッドハンド型買収防衛策でないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において、過半数の決議により廃止することができます。したがって、デッドハンド型買収防衛策(取締役の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

なお、当社においては、取締役の任期を2年としておりますが、期差選任制ではありません。また、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするなど決議要件の加重を行っておりません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は419百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	78,000,000	78,000,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000株でありま す。
計	78,000,000	78,000,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年12月31日		78,000		6,176		1,544

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 150,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 77,150,000	77,150	
単元未満株式	普通株式 700,000		
発行済株式総数	78,000,000		
総株主の議決権		77,150	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権3個)含まれております。
 2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式514株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 中外炉工業株式会社	大阪市中央区平野町3丁目 6-1	150,000		150,000	0.19
計		150,000		150,000	0.19

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、京都監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,929	5,964
受取手形及び売掛金	15,068	14,668
有価証券	100	199
たな卸資産	1,042	1,984
その他	268	197
貸倒引当金	8	7
流動資産合計	26,399	23,008
固定資産		
有形固定資産	4,956	4,872
無形固定資産	79	187
投資その他の資産		
投資有価証券	4,080	4,782
その他	605	345
貸倒引当金	38	41
投資その他の資産合計	4,647	5,086
固定資産合計	9,683	10,147
資産合計	36,083	33,155
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	9,612	6,894
短期借入金	3,324	3,308
引当金	223	8
その他	1,802	2,091
流動負債合計	14,961	12,302
固定負債		
長期借入金	694	784
退職給付に係る負債	169	195
その他	800	942
固定負債合計	1,664	1,921
負債合計	16,626	14,224
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,176	6,176
資本剰余金	1,544	1,544
利益剰余金	10,614	9,692
自己株式	38	41
株主資本合計	18,296	17,371
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,241	1,597
繰延ヘッジ損益	35	51
為替換算調整勘定	49	56
退職給付に係る調整累計額	131	80
その他の包括利益累計額合計	1,123	1,523
少数株主持分	37	36
純資産合計	19,456	18,931
負債純資産合計	36,083	33,155

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	18,064	15,680
売上原価	16,340	13,458
売上総利益	1,723	2,222
販売費及び一般管理費	2,750	2,651
営業損失()	1,027	429
営業外収益		
受取配当金	107	95
為替差益	57	12
その他	60	45
営業外収益合計	225	152
営業外費用		
支払利息	32	30
その他	4	3
営業外費用合計	36	34
経常損失()	838	311
税金等調整前四半期純損失()	838	311
法人税等	6	10
少数株主損益調整前四半期純損失()	832	301
少数株主損失()	1	1
四半期純損失()	830	299

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	832	301
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	567	356
繰延ヘッジ損益	341	16
為替換算調整勘定	45	8
退職給付に係る調整額	-	51
その他の包括利益合計	955	400
四半期包括利益	123	99
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	117	100
少数株主に係る四半期包括利益	5	0

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
(会計方針の変更) 「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。 この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る資産が232百万円減少、退職給付に係る負債が8百万円増加し、利益剰余金が155百万円減少しております。なお、当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
1. 税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	300百万円	230百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

平成25年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額	479百万円
(ロ)1株当たり配当額	6.00円
(ハ)基準日	平成25年3月31日
(ニ)効力発生日	平成25年6月26日
(ホ)配当の原資	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

平成26年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額	467百万円
(ロ)1株当たり配当額	6.00円
(ハ)基準日	平成26年3月31日
(ニ)効力発生日	平成26年6月26日
(ホ)配当の原資	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)3
	エネルギー 分野	情報・通信 分野	環境保全 分野	計				
売上高	14,343	1,856	1,440	17,640	2,035	19,675	1,611	18,064
セグメント利益 又は損失()	352	743	31	1,126	47	1,079	51	1,027

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、中外エンジニアリング(株)以外の子会社における、工業炉、環境保全設備、燃焼設備、人材派遣等の事業を含んでおります。

2 セグメント間取引消去等によるものであります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)3
	エネルギー 分野	情報・通信 分野	環境保全 分野	計				
売上高	12,626	890	1,352	14,869	2,387	17,256	1,575	15,680
セグメント利益 又は損失()	91	404	166	479	27	452	23	429

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、中外エンジニアリング(株)以外の子会社における、工業炉、環境保全設備、燃焼設備、人材派遣等の事業を含んでおります。

2 セグメント間取引消去等によるものであります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

連結子会社であった(株)共伸が平成26年4月1日付で連結子会社中外エンジニアリング(株)と合併したことに伴い、第1四半期連結会計期間より、旧(株)共伸の事業を従来の「その他」から「環境保全分野」へ変更しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額	10円42銭	3円85銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(百万円)	830	299
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	830	299
普通株式の期中平均株式数(千株)	79,656	77,853

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月12日

中外炉工業株式会社
取締役会 御中

京 都 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 眞 吾 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鍵 圭 一 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中外炉工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、中外炉工業株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。